

建築士事務所登録申請書等記入例

登録年月日 平成 年 月 日

登録番号 指定事務所登録機関
一般社団法人茨城県建築士事務所協会登録 第 号

※記入しないでください。

建築士事務所登録申請書

申請年月日 平成 25 年 4 月 1 日 (申請する日付を記入)

登録申請者住所 水戸市笠原町 978 番地 30
(法人の場合は法人の所在地、個人の場合は個人の住所を記載すること)

登録申請事務所の名称 茨城建築設計事務所

登録申請者氏名

法人申請の場合

株式会社茨城建築設計事務所 (申請法人の名称記入)

代表取締役 (申請者役職名を記入)

茨城 太郎 (申請者の氏名を記入)

個人申請の場合

茨城 太郎 (申請者氏名を記入)

建築士法に基づいて、別冊のとおり登録申請書を提出するので、手数料を納付します。
(※手数料は現金となります。)

一級建築士事務所登録の場合 **16,000** 円

二級建築士事務所登録の場合 **11,000** 円

木造建築士事務所登録の場合 **11,000** 円

※登録手数料は、現金となります。
窓口でお支払いください。

一級
 二級
 木造

建築士事務所登録申請書

※手 数 料
平成 年 月 日 手数料納入済
(※手数料は現金又は振込み)

※印欄には、記入しないでください。

<input checked="" type="checkbox"/> 一級		建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は 二級 木造 事実に相違ありません。			
		平成 2 5 年 4 月 1 日 (申請する日付を記入する。)			
		株式会社茨城建築設計事務所			
		登録申請者氏名 代表取締役 茨城 太郎 (印)			
		(署 名)			
指定登録事務機関		一般社団法人茨城県建築士事務所協会会長 殿			
建築士事務所	ふりがな	いばらきけんちくせつけいじむしょ 茨城 建築 設計 事務所			
	所在地	〒310-0852 電話 (029) 305-7771 茨城県水戸市笠原町 978 番地 30 建築会館 201 号			
	一級建築士事務所 二級建築士事務所 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所			
登録申請者	個人であるとき	ふりがな	氏名	建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>
	法人であるとき	ふりがな	氏名	株式会社 茨城 建築 設計 事務所	
		住所	茨城県水戸市笠原町 978 番地 30		
		事務所の所在地	茨城県水戸市笠原町 978 番地 30		
		役員の氏名及び役名	代表取締役 茨城 太郎		
建築士事務所を管理する	ふりがな	氏名	いばらきじろう 茨城 二郎	登録番号	123678
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級 建築士		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	管理建築士講習を修了した年月日	平成 年 月 日	修了証番号	第 号	
現登録年月日及び登録番号		平成 年 月 日	茨城県知事	第 号	※
新規更新 <input checked="" type="checkbox"/>	※登録年月日及び登録番号	平成 年 月 日	※記入しないでください。		

個人の申請の場合は
申請者名と認印

法人申請の場合は
代表者印

個人申請の場合に記入します。

更新の場合に記入してください。

※記載について 所登録申請書の作成手引」及び「記入例」を参照のこと。


※該当するものにし点
記入してください。

所属建築士名簿

ふりがな氏名	1級建築士、 2級建築士 又は木造建築士の別	登録番号	登録をうけた都道府県（2級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあってはその旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
いばらき じろう 茨城 二郎	一級建築士	123678			
いばらき たろう 茨城 太郎	一級建築士	123456			
みと ごろう 水戸 五郎	二級建築士	98765	茨城県		
※一級は未記入					
※所属する建築士を記入して下さい。（管理建築士を含む）					
計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	2 1	名 名 名 名 名	※計の欄も記入して下さい。	

※記載については、別紙「建築士事務所登録申請書の作成手引」及び「記入例」を参照のこと。

略 歴 書 (登録申請者)

氏 名		茨城 太郎 		生年月日	昭和 50 年 4 月 1 日
建築士の資格		<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし	登録番号 123456	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業・終了・中退の別	
	平成 10 年 3 月 31 日	〇〇大学工学部建築学科		卒業	
職 歴	期 間	勤 務 先		地 位・職 名	
	年 月～ 年 月				
	H21 年 4 月～現在に至る	株式会社茨城建築設計事務所		代表取締役	
	H14 年 4 月～H21 年 3 月	大阪建築設計事務所		課長	
H10 年 4 月～H14 年 3 月	東京建築設計事務所		主任		

略 歴 書 (管理建築士)

氏 名	茨城 二郎 (印)	生年月日	昭和 53 年 5 月 5 日
建築士の資格	<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし	登録番号 123678	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・終了・中退の別
	平成 15 年 3 月 31 日	△△大学工学部建築学科	卒業
職 歴	期 間 年 月 ~ 年 月	勤 務 先	地 位・職 名
	H21 年 4 月 ~ 現在に至る	株式会社茨城建築設計事務所	取締役
	H15 年 4 月 ~ H21 年 3 月	大阪建築設計事務所	主任
<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> ※・管理建築士が開設者を兼ねている場合には、省略できます。 </div>			

案 内 図

最寄り駅や主要国道，県道などを目印として記入し，事務所への交通が分かるような地図を添付又は記入してください。（手書きでも可）

- ※・原則として、ボールペンで記入してください。
- ・事務所までの経路がわかるように記入してください。

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 25 年 4 月 1 日 （申請する日付を記入）

株式会社茨城建築設計事務所

登録申請者の氏名又は名称 代表取締役 茨城 太郎 (印)

指定事務所登録機関

一般社団法人茨城県建築士事務所協会会長

殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。